

裁 決 書

審査請求人 X

処 分 庁 葛飾区長

審査請求人が令和2年10月27日に提起した処分庁による延長保育実施決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事案の概要

- 1 令和2年2月6日、処分庁は、審査請求人の子A（平成〇年〇月〇日生）（以下「子」という。）の令和2年4月からの利用者負担額（以下「保育料」という。）につき、子の属する世帯の階層区分をD14階層、ただし令和2年4月からの保育料を無償と決定し、「利用者負担額（保育料）通知書（継続）」により審査請求人に通知した。
- 2 令和2年3月6日、審査請求人の夫Bは、子の令和2年4月からの「延長保育申請書」（延長保育の利用時間1時間）を子が入所中のC保育園に提出した。
- 3 令和2年3月26日、処分庁は、子について延長保育実施決定（延長保育時間を1時間とし、令和2年4月から同年8月までの審査請求人が支払うべき延長保育料を毎月1,800円とするもの）を行い（以下「本件処分1」という。）、「延長保育実施決定通

知書」（令和2年3月26日31葛子保第580号。以下「本件通知書1」という。）により審査請求人に通知した。

4 令和2年3月31日、処分庁は、「区立保育所における延長保育料の日割りの特例について」（31葛子保第628号）において、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第24条第2項及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第58条第4号に基づく保育料の日割り計算の取扱いに準じて、区立保育所の在籍児童のうち延長保育を実施している児童の令和2年3月分から区が利用者への登園自粛要請を解除した月又は子育て支援部長が別に定める月のいずれか早い月の分までの延長保育料についても、感染拡大防止の観点から区の要請・同意により保育所に登園しなかった場合に日割り計算対応をすることを決定した。

5 令和2年6月1日、処分庁は、令和2年4月から同年8月までの審査請求人が支払うべき延長保育料について下記のとおり変更決定し（以下「本件処分2」という。）、
「利用者負担額（保育料）通知書（変更）」（令和2年6月1日2葛子保第95号。以下「本件通知書2」という。）により審査請求人に通知した。

記

令和2年4月 140円

令和2年5月から同年8月まで 各月1,800円

6 令和2年6月30日、処分庁は、令和2年4月から同年8月までの審査請求人が支払うべき延長保育料について下記のとおり変更決定し（以下「本件処分3」という。）、
「利用者負担額（保育料）通知書（変更）」（令和2年6月30日2葛子保第128号。以下「本件通知書3」という。）により審査請求人に通知した。

記

令和2年4月 140円

令和2年5月 0円

令和2年6月から同年8月まで 各月1,800円

7 令和2年7月27日、処分庁は、令和2年4月から同年8月までの審査請求人が支払うべき延長保育料について下記のとおり変更決定し（以下「本件処分4」という。）、
「利用者負担額（保育料）通知書（変更）」（令和2年7月27日2葛子保第155号。以

下「本件通知書4」という。)により審査請求人に通知した。

記

令和2年4月 140円

令和2年5月及び同年6月 0円

令和2年7月及び同年8月 各月1,800円

8 令和2年8月27日、処分庁は、子の利用者負担額（以下「保育料」という。）につき、子の属する世帯の階層区分をD17階層、ただし保育料は無償と決定し、「利用者負担額（保育料）通知書」により審査請求人に通知した。

9 令和2年8月27日、処分庁は、令和2年4月から令和3年3月までの審査請求人が支払うべき延長保育料について下記のとおり決定し（以下「本件処分5」という。）、
「延長保育実施決定通知書」（令和2年8月27日2葛子保第188号。以下「本件通知書5」という。）により審査請求人に通知した。

記

令和2年4月 140円

令和2年5月及び同年6月 0円

令和2年7月から令和3年3月まで 各月1,800円

10 令和2年10月28日、審査請求人は、本件処分5において、令和2年7月分から同年9月分の延長保育料を各月1,800円と決定されたこと（令和2年7月分から同年9月分の延長保育料がそれぞれ0円に減額変更されなかったこと）を不服とし、審査請求を提起した（以下「本件審査請求」という。）。)

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、新型コロナウイルス感染予防のため、令和2年4月21日から同年10月12日までの間、家庭保育を行い通園せず、この間は延長保育も利用しなかった。

延長保育の取消しには取下申請書の提出が必要である旨が延長保育申請書に記載されておらず、また区及び保育園から口頭での説明もなかった。

本件処分5は違法であり、令和2年7月分から同年9月分までの延長保育実施決定処

分の取消し及び当該期間分の納付済延長保育料の還付を求める。

2 処分庁の主張

- (1) 令和2年7月及び同年8月の保育料の決定は本件処分1において行われており、処分庁は同処分の通知を令和2年3月26日に発送し、審査請求人も本件処分1を認知したことを争わない。

したがって、本件処分1に対する審査請求期間は徒過しているため、却下されるべきである。

- (2) 令和2年9月分の保育料を徴収することについては合理的な理由があり、本件処分5に違法不当な点はない。

理 由

1 本件に係る法令等の定め

- (1) 葛飾区保育所の保育料等に関する条例（昭和62年葛飾区条例第3号。以下「条例」という。）

ア 葛飾区長（以下「区長」という。）は、区立保育所において、保護者の就労状況、通勤時間等を考慮して葛飾区規則（以下「規則」という。）で定める範囲の時間以外の時間に小学校就学前子どもの保育を行ったときは、当該保育を受けた小学校就学前子どもに係る保護者から、1月につき、1万1,400円を超えない範囲内で規則で定める額（以下「延長保育料」という。）を徴収することができる（第6条）。

イ （参考）区長は、区立保育所において、支給認定教育・保育を行ったときは、当該支給認定教育・保育を受けた教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者から、1月につき、5万7,500円を超えない範囲内で規則で定める額の保育料（以下「区立保育所支給認定教育・保育保育料」という。）を徴収するものとする（第3条第2項）。

- (2) 葛飾区施設型給付費、区立保育所保育料等に関する規則（平成10年葛飾区規則第37号。以下「区規則」という。）

ア 次の各号に掲げる規則で定める額は、当該各号に定める額とする（第4条柱書）。

（ア）（参考）条例第3条第2項に規定する区立保育所支給認定教育・保育保育料

(以下「区立保育所支給認定教育・保育保育料」という。) 額 別表第1に定める額(月の途中において特定教育・保育等を受け始めたこと又は府令第58条に規定する事由のあった月については、府令第59条に規定する日数を基礎として日割りによって計算して得た額) (第4条第1号)

別表第1 (抜粋)

各月初日に在籍する小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		月額(単位 円)			
階層区分	定義	3歳未満児の場合		3歳以上児の場合	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
D14	A階層及びB階層を除き、市町村民税所得割合算額が275,000円以上300,000未満の世帯	35,700	30,400	0	0
D17	A階層及びB階層を除き、市町村民税所得割合算額が350,000円以上375,000未満の世帯	40,000	34,000	0	0

(イ) 条例第6条に規定する延長保育料の額 別表第2に定める額(第4条第4号)

別表第2 (抜粋)

階層区分	月額(単位 円)					
	1時間延長			2時間延長		
	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合

D 14	3,600	2,300	1,800	7,200	4,600	3,600
D 17	4,000	2,300	1,800	8,000	4,600	3,600

イ 区長は、条例第6条の規定により延長保育料の額を決定したときは 延長保育実施決定通知書により、変更したときは利用者負担額（保育料）通知書（変更）により保護者に通知しなければならない（第8条）。

ウ この規則における書類の様式その他この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める（第13条）。

(3) 葛飾区保育の利用の調整等に関する規則（平成27年葛飾区規則第10号。以下「区利用調整規則」という。）

ア 区立保育所（葛飾区保育所の設置等に関する条例（昭和36年葛飾区条例第6号）別表に規定する葛飾区保育所をいう。以下同じ。）において延長保育（条例第6条に規定する保育をいう。以下同じ。）を受けることができる児童（以下「延長保育対象児童」という。）は、当該区立保育所において子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する支給認定教育・保育（保育に限る。）、同法第28条第1項第1号の規定による緊急その他やむを得ない理由による特定教育・保育（保育に限る。）又は同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育を受けているもののうち、延長保育を受ける日における年齢が1歳以上のものとする（第8条第1項）。

イー1 延長保育又は保育短時間延長保育（以下「延長保育等」という。）を受けることを希望する延長保育対象児童又は保育短時間延長保育対象児童（以下「延長保育等対象児童」という。）の保護者は、区長に対し、延長保育等実施申込書を提出するものとする（第10条第1項）。

イー2 区長は、前項の申込書の提出があったときは、これを審査し、延長保育等を実施することを決定したときは延長保育等実施決定通知書により、実施しないことを決定したときは延長保育等不承認通知書により当該申込書を提出した保護者に通知しなければならない（第10条第2項）。

ウー1 区長は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、前条第2項の規定による延長保育等の実施（以下「延長保育等の実施」という。）を解除することができる（第11条第1項柱書）。

(ア) 延長保育等の実施に係る児童が、延長保育等対象児童でなくなったとき（第11条第1項第1号）。

(イ) 延長保育等の実施に係る児童の保護者から当該延長保育等の実施の解除の申出があったとき（第11条第1項第2号）。

(ウ) 2月以上の期間、延長保育等を全く受けないときその他延長保育等の実施の必要がないと区長が認めるとき（第11条第1項第3号）。

ウー2 区長は、前項の規定により延長保育等の実施を解除したときは、当該延長保育等を受けていた児童の保護者に対しては延長保育等実施解除決定通知書により、当該延長保育等の実施に係る区立保育所の長に対しては延長保育等実施解除通知書により通知しなければならない（第11条第2項）。

(4) 葛飾区保育の実施事務要綱（平成11年7月29日付け11葛児保第453号。以下「区要綱」という。）

ア 利用調整規則第11条第1項第2号の延長保育等の実施の解除の申出は、延長保育等の実施の解除をする月の前月末日までに延長保育等保育実施解除届出書を区長に提出することにより行うものとする（第9条）

イ 区立保育所教育・保育給付認定教育・保育保育料、区立保育所緊急等保育保育料、区立保育所特別利用保育保育料、延長保育料及び保育短時間延長保育料並びに特定保育所教育・保育給付認定教育・保育保育料（以下「区立保育所保育料等」という。）の額は、小学校就学前子どもの父及び母の住民税の課税額の合計額を持って、保育料等規則別表第1から第4までに基づき、階層区分を認定し、決定する。ただし、当該小学校就学前子どもの父及び母のいずれも前年度分（1月から3月まで及び9月から12月までにおいては、当該年度分とする。）の住民税が非課税（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等の収入金額が100万円以下である場合に限る。）である場合において、当該小学校就学前子どもの父及び母と同一世帯に属して生計を同じくする扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する直径血族及び兄弟姉妹をいい、家計の主宰者（扶養義務者のうち最も課税額の多いものをいう。）に限る。）があるときは、当該扶養義務者の住民税の課税額によるものとする（第13条第1項）。

ウ 区立保育所保育料等は、保育の実施を開始した日（以下「入所日」という。）の

属する月から保育の実施を解除した日（以下「退所日」という。）の属する月まで徴収する。ただし、児童福祉法第24条第5項の規定による措置に係る児童について、入所日が月の途中である場合又は退所日が月の途中である場合は、入所日又は退所日の属する月について25日を基礎として日割りによって計算して得た額の区立保育所保育料等を徴収する（第14条第1項）。

エ 区立保育所保育料等の額の変更は、変更事由を認定した日の属する月の翌月初日（認定した日が月の初日である場合は、認定した日）をもって行うものとする。ただし、4月、9月又は保育の実施を開始した月に変更事由を認定した場合は、認定した日の属する月の初日をもって変更する（第15条第1項）。

オ 区長は、保護者の申出により、入所中の児童が疾病等のため一時的に通所することができない場合は、2箇月を限度として保育の実施を停止し、当該停止期間中の区立保育所保育料等を徴収しないことができる（第16条）。

カ この要綱に定めるもののほか必要な事項は、子育て支援部長が別に定める（第19条）。

(5) (参考) 法

施設型給付費の額は、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする（第27条第3項本文）。

政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（第27条第3項第2号）

(6) (参考) 政令

月の途中において特定教育・保育等を受け始めたことその他内閣府令で定める事由のあった満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に関する前条（（注）施設型給付費等負担対象額の算定方法について定める）の規定の適用については、同条第2号中「に定める額」とあるのは、「に定める額（月の途中において特定教育・保育等を受け始めたことその他内閣府令で定める事由のあった月については、内閣府令で定める日数を基礎として日割りによって計算して得た額）」とする（第24条第2項）。

(7) (参考) 府令

政令第24条第2項の府令で定める事由は、次に掲げる事由とする（第58条柱書）。

- (ア) 月の途中において特定教育・保育等（法第59条第3号イに規定する特定教育・保育等をいう。）を受けることをやめること（第58条第1号）
- (イ) 月の途中において、利用する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所又は特例保育を提供する事業所の変更を行うこと（第58条第2号）
- (ウ) 月の途中において特定地域型保育（居宅訪問型保育（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に掲げる保育に係るものに限る。）に限る。）を受けることができない日数が1月当たり5日を超えること（第58条第3号）
- (エ) 災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされないこと（第58条第4号）

- (8) （参考）内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）ほかによる各都道府県、指定都市、中核市子ども・子育て支援新制度担当部局宛て令和2年3月4日付け「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」にかかるFAQについて（事務連絡）（抜粋）（以下「FAQ」という。）

No. 2 事項：利用者負担額

問：利用者負担額の日割り計算ができる臨時休園等とはどのような場合でしょうか。

答：利用者負担額の日割り計算は、市区町村の要請・同意により保育所等を休園した場合や市区町村からの登園回避の要請により保育所等を欠席した場合等に可能であり、例えば、以下の場合が考えられます。

- ① 子ども等の感染が発覚し、市区町村からの要請・同意により、保育所等の一部又は全部を休園した場合
- ② 地域の公衆衛生の観点から、市区町村の要請・同意により、保育所等の一部又は全部を休園した場合
- ③ 保育所等は開園しているが、感染、感染の疑い、濃厚接触により一部の子どもに対し、市区町村から登園回避の要請・同意を行った場合
- ④ 小中高の学校一斉休業に伴い、保育士の数が少ない中で、小学校の子供を見るために自宅にいる保護者の園児について、自宅での養育を要請する場合など、市区町村の要請・同意により保育所等に登園しなかった場合

(9) 葛飾区行政手続条例（平成7年葛飾区条例第1号。以下「行政手続条例」という。）

ア この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第3項に規定する処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、区の行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が区民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって区民の権利利益の保護に資することを目的とする。（第1条第1項）

イ 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。（第5条第1項）

ウ 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。（第5条第3項）

2 認定した事実

(1) 令和2年2月6日、処分庁は、子の同年4月からの利用者負担額（以下「保育料」という。）につき、子の属する世帯の階層区分につきD14階層と認定するが、同年4月からの保育料を無償と決定し、「利用者負担額（保育料）通知書（継続）」により審査請求人に通知した。

子は令和2年度において区立C保育園の4歳児クラスに在籍しており、審査請求人の保育料は、幼児教育・保育の無償化（区規則第4条第1号、同別表第1参照）により、子の属する世帯の階層区分がいずれであるかにかかわらず、無償となる。

(2) 令和2年3月6日、審査請求人の夫Bは、子の同年4月からの「延長保育申請書」を子が入所中のC保育園に提出した。

(3) 令和2年3月26日、処分庁は、(2)の延長保育の利用申請を受け、子について延長保育時間を1時間とし、令和2年4月から同年8月までの審査請求人が支払うべき延長保育料を各月1,800円とする本件処分1を行い、本件通知書1により審査請求人に通知した。

(4) 令和2年2月28日、処分庁子育て支援部育成課、子育て支援課及び保育課は、「葛飾区内保育施設の運営について」により、葛飾区内の保育施設を利用する子の保護者に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、令和2年3月末までの期間、

家庭での保育が可能な場合は家庭保育をお願いする旨の通知を、区ホームページ及び各保育施設の保護者に対する緊急情報メールや保護者宛て文書を通じて行った。その後も処分庁子育て支援部保育課らは保護者に対し、下記のとおり、区ホームページ及び各保育施設の保護者に対する緊急情報メールや保護者宛て文書を通じて家庭保育の要請を繰り返し行った。

ア 令和2年3月27日付け「葛飾区内保育施設の運営について（第2報）」

令和2年4月末までの期間可能な範囲で家庭保育を要請するもの

イ 同年4月8日付け「緊急事態宣言後の葛飾区内保育施設の利用について」

国が同月7日付けで新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出したことを受け、保育施設を利用中のすべての家庭に対し家庭での保育を強く要請するもの

ウ 同日付け処分庁名での「「緊急事態宣言」発出に伴う家庭での保育等の要請について」

イと同趣旨のもの

エ 同月10日付け「緊急事態宣言後の葛飾区内保育施設の利用について（第二報）」

社会機能を維持するための業務に従事している保護者に対しても家庭保育を要請するもの

オ 同月20日付け「「特定警戒都道府県」指定に伴う保育施設の利用について」

国が東京都を「特定警戒都道府県」に指定したことを受け、保育施設を休園とし、業務に従事せざるを得ない保護者などに限定した最小限の保育として「緊急事態保育」を実施し、同保育を必要とする保護者に対し「緊急事態保育連絡票」の提出を求めることとするもの

カ 同月27日付け「「緊急事態宣言」に伴う保育施設等の利用について」

5月10日まで「緊急事態保育」を継続するという内容のもの

キ 同年5月7日付け「「緊急事態宣言」の延長に伴う保育施設等の利用について（5月7日発出）」

国の緊急事態宣言延長を受け、5月31日まで「緊急事態保育」を継続するという内容のもの

ク 同月22日付け「「緊急事態宣言」の解除に伴う保育施設等の利用について（事前

連絡)」

緊急事態宣言が解除された場合には「休園」を終了するが、引き続き「家庭での保育を要請する」対応とし、5月分に続き6月分も日割り対応を行うとするもの
ケ 同月25日付け「緊急事態宣言解除後の利用について」

同日付けで緊急事態宣言が解除されたことに伴い保育施設等の「休園」及び「緊急事態保育」を終了するが、6月30日まで「家庭での保育を要請する」対応とし、6月分の保育料は日割り対応を行うとするもの

- (5) 令和2年3月31日、処分庁は、「区立保育所における延長保育料の日割りの特例について」（31葛子保第628号）において、政令第24条第2項及び府令第58条第4号に基づく保育料の日割り計算に準じて、区立保育所の在籍児童のうち延長保育を実施している児童の令和2年3月分から区が利用者への登園自粛要請を解除した月又は子育て支援部長が別に定める月のいずれか早い月の分までの延長保育料についても、感染拡大防止の観点から区の要請・同意により保育所に登園しなかった場合に日割り計算対応（ただし延長保育を利用しなかった日は、理由の如何を問わず、日割り計算式における「延長保育を利用した日数」から除くものとする。）をすることを決定した。
- (6) 子は、令和2年4月（何日からかについては争いがあるが、処分庁が後述のとおり日割り計算した令和2年4月分の延長保育料については争いはない。）から同年10月12日までの間、区立C保育園に登園せず、この間は延長保育も利用しなかった。審査請求人から延長保育等の実施の解除の申し出はなされていない。
- (7) 令和2年6月1日、処分庁は、令和2年4月から同年8月までの審査請求人が支払うべき延長保育料について下記のとおり変更決定し（本件処分2）、本件通知書2により審査請求人に通知した。

記

令和2年4月 140円

令和2年5月から同年8月まで 各月1,800円

- (8) 処分庁は、令和2年6月25日、同年7月1日以降の家庭保育の要請を解除し、区立保育所を通常運営することとし、その旨、及び保育料の日割り計算は同年6月30日で終了し、同年7月以降はPCR検査受診のため登園しなかった日及び保育施設で感染者が発生して臨時休園などにより登園しなかった日などを除き通常どおり月額保育料

を納付いただく旨の案内を、区ホームページ及び各保育施設の保護者に対する緊急情報メールや保護者宛て文書を通じて行った。

- (9) 令和2年6月30日、処分庁は、令和2年4月から同年8月までの審査請求人が支払うべき延長保育料について下記のとおり変更決定し（本件処分3）、本件通知書3により審査請求人に通知した。

記

令和2年4月 140円

令和2年5月 0円

令和2年6月から同年8月まで 各月1,800円

- (10) 令和2年7月27日、処分庁は、令和2年4月から同年8月までの審査請求人が支払うべき延長保育料について下記のとおり変更決定し（本件処分4）、本件通知書4により審査請求人に通知した。

記

令和2年4月 140円

令和2年5月及び同年6月 0円

令和2年7月及び同年8月 各月1,800円

- (11) 令和2年8月27日、処分庁は、子の利用者負担額（以下「保育料」という。）をD17階層、ただし保育料は無償と決定し、「利用者負担額（保育料）通知書」により審査請求人に通知した。

- (12) 令和2年8月27日、処分庁は、令和2年4月から令和3年3月までの審査請求人が支払うべき延長保育料について下記のとおり決定し（本件処分5）、本件通知書5により審査請求人に通知した。

記

令和2年4月 140円

令和2年5月及び同年6月 0円

令和2年7月から令和3年3月まで 各月1,800円

- (13) 令和2年10月28日、審査請求人は、本件処分5において、令和2年7月分から同年9月分の延長保育料を各月1,800円と決定されたこと（令和2年7月分から同年9月分の延長保育料がそれぞれ0円に減額変更されなかったこと）を不服とし、本件審査

請求を提起した。

3 判断

(1) 本案前について

処分庁は、令和2年7月及び同年8月の保育料の決定は本件処分1において行われていることを前提として、処分庁は令和2年3月26日に本件処分1に係る本件通知書1を送付し、かつ審査請求人も本件処分1を認知していることを争わないから、本件審査請求は本件処分1に対する審査請求期間を徒過しているものとして却下されるべきである旨主張する。

しかし、保育料の決定は、いったん本件処分1において決定された後、変更事由を認定する都度変更されることが想定されているのであり（区規則第8条、要綱第15条）、かつ、本件処分2から5までにおいても令和2年7月及び同年8月分の保育料の額が明示されている。

したがって処分庁は、本件処分5において、改めて、令和2年7月及び同年8月の保育料の額について決定しているものと解されるから、本件審査請求の却下を求める旨の処分庁の意見は失当というべきである。

(2) 本案について

ア 争点

審査請求人は、①令和2年4月21日から同年10月12日までの間、家庭保育のため通園せず、この間は延長保育も利用していない、②延長保育の取消しには取下申請書の提出が必要である旨が延長保育申請書に書かれておらず、区及び保育園から口頭での説明もなかった、③葛飾区保育の実施事務要綱第9条は平常時の利用状況を想定した規定であってコロナ下という非常事態を想定したものではなく、登園がないにもかかわらず延長保育だけを利用しているという状況は不合理であることなどを主張し、本件処分5において令和2年7月分から同年9月分までの延長保育料を各月1,800円と決定されたことを不服とし、当該月に係る延長保育実施決定処分の取消し及び当該期間分の納付済延長保育料の還付を求めている。

そこで本件処分5に違法又は不当な点がないかを検討するに当たり、まず、①葛飾区における延長保育料の定め、②延長保育料の日割り計算に関する決定、③登園自粛要請の解除決定とその周知方法、④延長保育の実施の解除の定め及び運用並び

に解除申出手続の周知及び個別の教示について、それぞれに違法不当な点がないかを順に検討する。

イ 葛飾区における延長保育料の定めについて

審査請求人の子が在籍するC保育園は区立保育所であるところ、条例第6条は、区長は、区立保育所において、保護者の就労状況、通勤時間等を考慮して規則で定める範囲の時間以外の時間に小学校就学前子どもの保育を行ったときは、当該保育を受けた小学校就学前子どもに係る保護者から、「1月につき」、1万1,400円を超えない範囲内で区規則で定める額の延長保育料を徴収することができる旨、定めている。

そして区規則第4条第4号は、この延長保育料の額につき、別表第2において、子の属する世帯の階層区分ごとに、保育の延長時間及び子の年齢に応じた月額で定めており、子の属する世帯の階層区分がD14階層であって延長保育が行われた年度の初日の前日における年齢が4歳以上の子の場合、1時間以内の延長保育については月額1,800円であり、D17階層の場合も同様に子が4歳以上児の場合、1時間以内の延長保育につき月額1,800円と定めている。

このように条例及び区規則においては、延長保育料の額は月を単位に定められており、延長保育料の額につき子が保育所に登園しなかった場合に日割り計算を行う旨の規定は存在しない。

したがって、この条例6条でいう「規則で定める範囲の時間以外の時間に小学校就学前子どもの保育を行ったとき」とは、延長保育実施決定を受けた保護者に係る延長保育対象児童が実際に延長保育を利用したときだけではなく、いつでも延長保育を受けられる状態を指すというべきである。

このことは、保育料に関する定めとの均衡を考慮しても妥当である。すなわち、保育料の額は、政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める（法第27条第3項第2号）ところ、政令第24条第2項は、保育料の日割り計算をすることができる場合を、月の途中において特定教育・保育等を受け始めたことその他内閣府令で定める事由のあった月である旨定めている。そして条例第3条第2項は、区長は、区立保育所において、支給認定教育・保育を行ったときは、当該支給認定教育・保育を受けた

教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者から、1月につき、5万7,500円を超えない範囲内で葛飾区規則で定める額の保育料を徴収するものとする。これをを受けて区規則において、保育料の額は区規則別表第1に定める額（月の途中において特定教育・保育等を受け始めたこと又は府令第58条に規定する事由のあった月については、府令第59条に規定する日数を基礎として日割りによって計算して得た額）（区規則第4条第1号）と定める。そして府令は、保育料を日割り計算をすることができる事由を、「月の途中において月の途中において特定教育・保育等を受けることをやめること」（府令第58条第1号）、「月の途中において、利用する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所又は特例保育を提供する事業所の変更を行うこと」（同第58条第2号）、「月の途中において特定地域型保育（居宅訪問型保育（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に掲げる保育に係るものに限る。）に限る。）を受けることができない日数が1月当たり5日を超えること」（同第58条第3号）、及び「災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされないこと」（同第58条第4号）に限定している。

すなわち、保育料を日割り計算することができる場合は、「月の途中において特定教育・保育等を受け始めた」か、「府令第58条に規定する事由のあった月」に限られており、保育料は、原則的には、実際に保育園を利用しなかったとしても、その月の保育料を（日割り計算せず）月額満額徴収できるとしているのである。

これは、いつでも保育を利用できる状態にあるときを維持するためには諸費用がかかるのであり、実際に保育を利用しなかったとしても、いつでも保育が受けられる状態にある者であるならば、保育料を負担すべきとする考え方によるものであり、この理は、延長保育についても同様にあてはまるものである。延長保育についても、夜間勤務が可能な保育士を手配する等、処分庁において保育の受入体制を整え、安定的に運営する必要がある、そのために、延長保育実施決定がなされている以上それが解除されるまでは原則として利用者から延長保育料を徴収することに合理性がある。

なお、審査請求人の場合、保育園に全く登園しなかった月において、保育料は徴収しないにもかかわらず延長保育料は月額満額徴収することとなる。これは、子が

令和2年度において区立C保育園の4歳児クラスに在籍しているところ、4歳児については、子ども・子育て支援法に基づき満3歳以上の小学校就学前子ども等につき保育料が無償化されている（区規則第4条第1号、同別表第1参照）一方で、延長保育は、市町村が地域の実情に応じて実施する事業として位置づけられており、子ども・子育て支援法の規定の対象外であり、各地方自治体の条例において定められているものであって、葛飾区においては（他の多くの地方自治体においてもそうであるが）4歳児であっても延長保育料は無償化されていないことによるものである。

以上のおりであるから、延長保育料は、原則として実際に保育園を利用しなかったとしても、その月の延長保育料を日割り計算せず月額満額徴収できるとする条例規則の定め及びこれに基づく処分庁の解釈運用そのものには違法又は不当な点は存在しない。

したがって、子についての延長保育実施が解除されない限り、原則として、延長保育料月額を支払うべきこととなる。

ウ 延長保育料の日割り計算に関する決定について

処分庁は、令和2年3月31日、「区立保育所における延長保育料の日割りの特例について」（31葛子保第628号）において、区立保育所の在籍児童のうち延長保育を実施している児童の令和2年3月分から区が利用者への登園自粛要請を解除した月又は子育て支援部長が別に定める月のいずれか早い月の分までの延長保育料について、感染拡大防止の観点から区の要請・同意により保育所に登園しなかった場合に日割り計算対応（ただし延長保育を利用しなかった日は、理由の如何を問わず、日割り計算式における「延長保育を利用した日数」から除くものとする。）をすることを決定した（以下「本件特例措置」という。）。）。。

これは、国が新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休業等した場合の保育料について、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和2年内閣府令第6号、令和2年内閣府令第17号）により府令第58号第4号の規定を追加し、「災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされないこと」となった月については、政令第24条第2項の規定により日割り計算を行うことを認めた（国は同府令の解釈として、保育料の日

割り計算をすることができる場合は「小中高の学校一斉休業に伴い、保育士の数が少ない中で、小学校の子供を見るために自宅にいる保護者の園児について、自宅での養育を要請する場合など、市区町村の要請・同意により保育所等に登園しなかった場合」（FAQ）等であるとしている。）ことを受け、葛飾区においても、区規則第4条第1号括弧書きにより、区立保育所の保育料は区の要請・同意により保育所に登園しなかった場合は日割りとする事となったことから、延長保育料についても同様に日割りとするよう、均衡を図ったものである。

すなわち、本件特例措置は、保育料に関する特例措置に準じ、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、延長保育料についても、区規則第13条の規定に基づき、区の要請・同意により登園しなかった場合に令和2年3月分から区が利用者への登園自粛要請を解除した月または子育て支援部長が別に定める月のいずれか早い月までの間、日割り計算をするという特例措置を定めた審査基準である。

これにつき審査請求人は、コロナ下という非常事態において、登園がないにもかかわらず取下げ書を提出しない限り延長保育だけを利用しているという状況は不合理であり、登園しない月の延長保育料を徴収することは延長保育の受入体制を整えるために合理性があるとの処分庁の弁明は成り立たない旨主張する。

確かに新型コロナウイルス感染症が拡大している状況において、区が利用者への登園自粛要請を行っていない期間においても事前連絡があった場合は自主的に登園を控えた者につき延長保育料を無償とするという政策判断はありうるものではある。

しかし、保育料について、国が新型コロナウイルス感染拡大防止のための特例として、市区町村の要請・同意により保育所等に登園しなかった場合等に限り日割り計算を認めたにも関わらず、延長保育料についてのみ、区の要請・同意と無関係に、区の登園自粛要請が解除されたにも関わらず延長保育料を日割り計算する、すなわち、登園がない者について延長保育料を無償とすることはかえって均衡を欠くものである。

また、新型コロナウイルス感染症の急激な拡大により保育を取り巻く状況も時々刻々と変化する中、小中高の学校一斉休業に伴い、保育士の数が少ない状況において、利用者が登園しないことが新型コロナウイルス感染回避のためであるか、それ以外のものであるかを区立保育所の現場において判断し、他の利用者との公平性を

確保することは非常に困難である。延長保育の受入れ体制を整えるためには夜間保育に対応できる保育士の確保等も必要であり、利用者からの登園の有無についての個別の連絡を待つのでは区立保育所の安定した運営を確保することに困難を生じることも考えられる。

したがって、政策判断として審査請求人主張のような特例措置がありうるとしても、本件特例措置そのものは、公平性の観点から考慮しても違法又は不当であるとはいえない。

エ 登園自粛要請の解除決定とその周知方法について

延長保育料の日割り計算に関する決定においては、延長保育料を具体的にいつまで日割りの対象とするかについては、令和2年3月分から区が利用者への登園自粛要請を解除した月又は子育て支援部長が別に定める月のいずれか早い月までとしている。

処分庁子育て支援部子育て支援課及び同部保育課は、2(4)記載のとおり、令和2年2月28日から同年5月25日までの間、数次にわたり区ホームページ等により家庭保育の要請を行い、同年5月25日付け「緊急事態宣言解除後の利用について」により、同年6月30日まで「家庭での保育を要請」した。

そして、処分庁は令和2年6月25日、同年7月1日以降の「家庭保育の要請」を解除して通常保育を実施することを決定し、その旨及び保育料の日割りは同年6月30日で終了し、7月以降はPCR検査受診のため登園しなかった日及び保育施設で感染者が発生して臨時休園などにより登園しなかった日を除き、通常どおり月額保育料を徴収する旨を、区ホームページに掲載するなどして公表した。

しかし、この区ホームページ上の公表内容には、延長保育料の扱いについての記載はない。そのため、延長保育料に係る登園自粛要請の解除決定とその周知方法については不適切なものであったと言わざるを得ない。

オ 延長保育の実施の解除の定め及び運用並びに解除申出手続の周知及び個別の教示について

(ア) 区利用調整規則第11条は、①延長保育等の実施に係る児童が、延長保育等対象児童でなくなったとき、②延長保育等の実施に係る児童の保護者から当該延長保育等の実施の解除の申出があったとき、③2月以上の期間、延長保育等を全く受

けないときその他延長保育等の実施の必要がないと区長が認めるときのいずれかの事由が生じたときは、延長保育の実施を解除することができる」と定めている。

(イ) 本件においては、審査請求人から延長保育実施解除届出書は提出されておらず、審査請求人の子につき延長保育実施決定は解除されていない。

(ウ) この解除の申出の手續に関し審査請求人は、延長保育の取消しには取下申請書の提出が必要である旨が延長保育申請書に書かれておらず、区及び保育園から口頭での説明もなかった旨主張する。

そこで、処分庁による延長保育の実施の解除申出に関する手續の周知や審査請求人に対する個別の教示に違法不当な点があったかについて検討する。

(エ) まず、本件における延長保育の実施の解除に関する区の定めと、その周知状況を検討する。

区は、行政手続条例において、区の行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が区民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって区民の権利利益の保護に資することを目的とすると定めている（第1条）。また、行政庁は、申請により求められた許認可を条例の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとし（第5条第1項）、審査基準を適当な方法により公にしておかなければならないと規定している（第5条第3項）。

延長保育の実施を解除することができる事由については、処分庁が区利用調整規則として定め、適法に公布したものであり、これは区のホームページ上の区例規集において公表されている。本件では、前述の（ア）に定める内容が延長保育の解除に係る審査基準であると言える。

他方で、区は、区利用調整規則第13条による委任に基づき、区要綱第9条において、具体的な延長保育の利用の解除申出の手續として、「利用調整規則第11条第1項第2号の延長保育等の実施の解除の申出は、延長保育等の実施の解除をする月の前月末日までに延長保育等保育実施解除届出書を区長に提出することにより行うものとする」と定める（区要綱第9条）とともに、区要綱第19条による委任に基づき、子育て支援部長が延長保育等保育実施解除届出書の様式を定めるところ、そのどちらも区のホームページや保育施設利用案内には掲載されてい

ない。

加えて、審査請求人が延長保育申請を行った令和2年3月当時、葛飾区の延長保育申請書、保育施設利用申込案内及び区例規集以外の葛飾区のホームページには、延長保育実施決定がなされた後は延長保育の実施が解除されない限り延長保育料が発生する旨や延長保育実施の解除手続に関する記載はなかった（なお、令和3年度の保育施設利用申込案内には、「毎月1日現在、保育施設に在籍している場合は、登園日数・時間に関わらず利用者負担額（保育料）、公立保育所の延長保育料を1か月分お支払いいただきます。」との記載がある。）。

延長保育の利用を中止しようとする利用者において、区例規集で延長保育利用の解除申出に係る手続について検索することを期待することは困難であり、当該解除申出に係る具体的な手続と併せ、行政手続条例第5条第3項に規定する程度での公表が実施できていなかったと言わざるを得ない。

(オ) また、審査請求人に対する個別の教示に関しては、処分庁は、本件特例措置につき、各保育施設の利用者に対し緊急情報メールを発信し、及び保護者宛ての文書にて通知したので、延長保育料に関する周知は十分に行われていたと主張するところ、審査請求人は当該メールの受信及び当該文書の本件処分5以前の受領を否認している。また、処分庁が発信したと主張する緊急情報メールと保護者宛ての文書には延長保育に関する記載はない。仮に、審査請求人が緊急情報メールを受信し、又は保護者宛ての文書を受領していたとしても、延長保育に関する個別の教示として不適切なものであったと言わざるを得ない。

(カ) さらに、エで述べたとおり、登園自粛要請の解除決定に関する区ホームページ上の公表内容に延長保育料の扱いについての記載がなかったため、延長保育料に係る登園自粛要請の解除決定とその周知方法については不適切なものであったと言わざるを得ず、審査請求人において、前述の(エ)(オ)記載の事情とあいまって、令和2年4月から同年6月までの延長保育料は実際に延長保育を利用しなかったため免除されたものであり、令和2年7月以降も実際に延長保育を利用しなければ解除の申出をしなくても延長保育料が免除されるものと誤認しうる状況であったといえる。

このような事情において、審査請求人が保育園に対し、登園はしない旨を連絡

していたのであれば、審査請求人としては可能な範囲で区利用調整規則第11条第2号に定める解除の申出を行っていたとも言える。

そのため、以上のような事情のもとにおいては、審査請求人から延長保育の利用の解除手続として延長保育等保育実施解除届出書が提出されなかったとしても、処分庁としては、審査請求人の令和2年7月から9月までの延長保育については規則第11条第2号に定める解除があったものと扱うべきであったと言える。

カ したがって、延長保育料を日割り計算せず月額満額徴収できるとする条例規則の定め及びこれに基づく処分庁の解釈運用並びに本件特例措置については違法又は不当な点は存在しないが、一方で、延長保育の実施の解除申出に関する手続の周知については行政手続条例第1条及び第5条の規定に違反するとともに、登園自粛要請の解除決定とその周知方法及び延長保育に実施の解除申出に関する手続に係る個別の教示において不適切である違法不当な処分であるため、本件処分5を取り消し、審査請求人に対し、令和2年7月分から同年9月分までの納付済み延長保育料を返還することとする。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年4月20日

審査庁 葛飾区長 青木 克徳